

【部会活動報告－近現代史ゼミ部会】

フィールドワーク 「五日市憲法とのぼうの城に学ぶ旅」

2015年9月26日

心配された天候も曇り一時晴れのまづまづの条件。今回は32名の参加でバスに乗り切れず、別に乗用車1台を加えての旅となりました。時間の関係で忍城（「のぼうの城」のモデル）は行けませんでした。現地での解説は近現代史ゼミ講師の内藤真治さん、歴教協の岩根承成さん、山口敏夫さんが担当しました。

五日市は西の関東山地から流れる秋川に沿い、古くから市が開かれ交易が盛んなところでした。山際は農作物が育ちにくいため養蚕が行われ、明治になるとさらに生糸の増産に励み、地域の有力産業に成長しました。有力な商人や農民たちは、もともと交易で江戸とのつながりを持っていましたが、さらに、生糸の積み出し港である横浜を通して、欧米の文化や情報にも関心を持ち、様々な情報を収集するようになりました。

五日市憲法草案は、深沢権八を中心に結成された五日市学芸懇談会の有志と五日市勸能学校教師、千葉卓三郎が中心になって明治14年（1881）に起草されました。全204条で、権利に多くの条文がさかれているなど、他の民間草案の中でも屈指のものです。

1、あきる野市五日市郷土館

（東京都あきる野市五日市920-1）

1階に様々な郷土資料、2階に五日市憲法草案関係資料（学芸講談会の開催通知や討論の題目を記したノートなど）が展示されています。五日市憲法草案は一部のコピーのみで原本はありません。原本は発見後、長く東京経済大学に保管された後、数年前にあきる野市にもどされて、今は中央図書館に保管されています。

2012年に天皇・皇后がここを訪れ、皇后は翌年の誕生日に際しての文書でこの憲法草案に触れ、「深い感銘を覚えた」と述べました。



「五日市憲法草案之碑」の前で

2、五日市憲法草案の碑

（あきる野市五日市409-2）

郷土館近くの五日市中学校敷地内にあります。

あきる野市教育委員会の解説板より

「昭和54年、この私擬憲法草案を生み出したこれら先人の偉業を顕彰し、後世の人々に広く知ってもらうため、千葉卓三郎の生地宮城県志波姫町（当時）、起草地である五日市町（当時）、墓所の仙台市の三か所において同時に碑を建設することとなり、この碑は地域の人々の協力のもと、五日市憲法草案顕彰碑建設委員会によって建てられました。正碑には最もよくその特色を現わす抜粋文六か条が、副碑背面には学芸講談会の会員30名の姓名が刻まれています。」

3、深沢家屋敷跡（東京都指定史跡）

（あきる野市深沢7）

秋川の支流、三内川に沿った狭い道を山の奥へと上がっていくと、門と土蔵だけが残る深沢家の屋敷跡があります。この土蔵から五日市憲法草案は見つかりました。

都教育委員会の解説板より

「深沢家の沿革は詳らかではないが、江戸時代後半より土地集積を行い山林地主として大きく産を伸ばし江戸中期に深沢村の名主役に就任している。…中略…明治維新を迎え深沢家を継いだ名生(なおまる)は深沢村の戸長に就任し、息子の権八は村用掛に任ぜられ、ついで神奈川県会議員に当選している。

名生・権八親子は三町 14 ヶ村から 40 名近い会員を集め学習会、討論会、研究会などを行っていた民権結社「学芸講談会」の指導的立場にあり、五日市地域の自由民権運動の中心的な人物であった。」

深沢家土蔵

あきる野市教育委員会の解説板より

「昭和 43 年(1968)、東京経済大学教授であった色川大吉氏らが既に朽ちかけていたこの土蔵を調査し、二階から箆笥や行李、長持などの中にぎっしりと詰まった古文書約 1 万点を発見しました。草案は今にも壊れてしまいそうな行李の中に、古びた小さな風呂敷に包まれて眠っていました。起草から約 90 年を経た夏の日のことでした。土蔵は平成 6 年に修復が行われています。また、小道を登ったこの敷地の北側には、深沢権八の眠る深沢家の墓所があります」

4、埼玉県立さきたま史跡の博物館

(埼玉県行田市埼玉 4834)

目指すは一か所、国宝「^{きんさくめい}金錯銘鉄剣」の展示。1968 年に稲荷山古墳から出土しましたが、10 年後の 1978 年にレントゲン写真を撮ったところ、115 文字が浮かび上がりました。1983 年に国宝に指定。剣身の両面に金象嵌の文字が刻まれています。銘文には、辛亥の年(471 年)に記したこと、自分は乎獲居(ヲワケ)の臣、先祖代々^{おおきみ}大王の親衛隊長として仕えたこと、^{わかたけ}獲加多支箇大王(雄略天皇)が天下を治めるのを助けたことなどが記されており、この地が 5 世紀にはヤマト王権の影響下にあったことがわかります。

5、稲荷山古墳

博物館から北東方向へ歩いて、稲荷山古墳へ向かいます。途中、左前方に日本最大の円墳、丸墓山古墳があります。19 メートル近い高さの墳頂部は、かつて^{おしじょう}忍城を水攻めする時に石田三成が本陣を築いたところ。三成はこの水攻めのため、総延長 28 キロにおよぶ堤(石田堤)を築きました。丸墓山古墳から南に延びる歩道もその名残だとか。

稲荷山古墳は 1968 年に発掘調査され、鉄剣を始め多くの遺物が出土。墳頂には、粘土と川原石でつくられた 2 基の埋葬施設が復元されています。古墳が造られた時期は「さきたま古墳群」の中では最も古く、5 世紀後半。

6、おわりに

今の憲法の第 97 条には「…基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の成果であって、…侵すことのできない権利」とあります。ところが、3 年前に発表された自民党の憲法改正草案では、これをすべて抜いてしまいました。そして、改正草案 Q&A 増補版で、「人権規定も、我が国の歴史、文化、伝統を踏まえたものであることが必要」と説明しています。つまり、人類史、世界史の中で多年にわたる努力により獲得され、現在、多数の国々で共有されている人権思想などではなく、日本限定の「歴史と伝統」による「人権」に変えようというわけ。また、同じ自民党の草案 102 条に、「すべて国民は、この憲法を尊重しなければならない。」とあります。憲法を尊重しなければならないのは国民ではなく権力側、政府のはず。これは絶対にゆずれない立憲主義の根本的な原則で、長い歴史の中で獲得されてきたものです。

今から 130 年以上前、都市から遠く離れた山村の青年たちが西欧の人権思想を研究して憲法草案を生み出しました。まさに「人類の多年にわたる自由獲得の成果」を引き継いだ人々がいたわけです。

しかし今、そういう歴史の流れに逆行する前近代的な憲法草案が不気味な姿を現しています。

《文責・設楽春樹》